

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
901	義務違反者への過料	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	第35条	×ア	水道課業務係・下水道施設係	
902	下水道使用料等不正への過料	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	第36条	×ア	水道課業務係・下水道施設係	
903	公共下水道排水設備等指定工事店指定の取消し等	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	第11条第2項	×ア	水道課業務係	
904	公共下水道排水設備工事責任技術者登録の取消し等	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	第20条	×ア	水道課業務係	
905	水洗化等改造工事資金貸付の取消し等	厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例（平成8年厚岸町条例第18号）	第12条第1項	×ア	水道課業務係	
906	水洗化等改造工事補助金交付決定の取消し等	厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第36号）	第10条第1項	×ア	水道課業務係	
907	合併処理浄化槽設置費補助金交付決定の取消し等	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則（平成26年厚岸町規則第13号）	第15条第1項	×ア	水道課業務係	
908	給水装置の基準違反に対する措置	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	第32条	×ア	水道課業務係・水道施設係	
909	給水の停止	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	第33条	×ア	水道課業務係	
910	水道料金等不正への過料	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	第36条	×ア	水道課業務係	
911	給水装置工事補助金交付決定の取消し等	厚岸町給水装置工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第41号）	第10条	×ア	水道課業務係	
912	自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付決定の取消し等	厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則（平成9年厚岸町規則第42号）	第10条	×ア	水道課業務係	
913	給水装置の基準違反に対する措置	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）	第32条	×ア	水道課業務係・水道施設係	
914	給水の停止	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）	第33条	×ア	水道課業務係	
915	水道料金等不正への過料	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）	第36条	×ア	水道課業務係	
916	給水装置の切離し	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	第34条	×ア	水道課水道施設係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
917	義務違反者への過料	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	第35条	×ア	水道課水道施設係・業務係	
918	給水装置の切離し	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）	第34条	×ア	水道課水道施設係	
919	義務違反者への過料	厚岸町農業用水道給水条例（平成10年厚岸町条例第23号）	第35条	×ア	水道課水道施設係・業務係	
920	排除の停止又は制限	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	第14条	×ア	水道課下水道施設係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
 - ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの